

文京区ウクライナ避難民に対する一時支援金支給要綱

2022 文総総第 440 号令和 4 年 6 月 22 日区長決定
改正 2022 文総総第 1742 号令和 5 年 3 月 6 日区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 4 年 2 月 24 日に開始したロシアによるウクライナ侵略に伴い、ウクライナから区の区域内（以下「区内」という。）へ避難する者（以下「ウクライナ避難民」という。）の区における当面の生活を支援するため、ウクライナ避難民への一時支援金（以下「支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 第 4 条第 1 項に規定による申請の日（以下「申請日」という。）時点において、ウクライナ国籍を有し、ウクライナ避難民であることを証明できる者
- (2) 特別の事情が認められる場合を除き、次のいずれかの期間にウクライナから出国した者
 - ア 令和 4 年 2 月 24 日から同年 12 月 31 日まで
 - イ 令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- (3) 区長が第 5 条の規定により支援金の支給を決定する時点において、区内に居住する者
- (4) 申請日時点において、他の地方公共団体から同種の支援金を受給していない者

2 前項の規定にかかわらず、区長は、ウクライナ避難民として支援を要すると特に認められた者に対し、支援金を支給することができる。

(支給額)

第 3 条 支援金の支給額は、支給対象者 1 人につき 100,000 円とし、1 家族当たり 300,000 円を上限とする。

2 支援金の支給は、支給対象者 1 人につき 1 回に限るものとする。

(支給の申請等)

第 4 条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、文京区ウクライナ避難民に対する一時支援金支給申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）に、区長が必要と認めた書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、総務部総務課窓口への持参により行うものとする。

3 前 2 項に規定する申請の期限（以下「申請期限」という。）は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。ただし、申請書を申請期限内に提

出できないことにつきやむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第2条第1項第2号アに該当する者 日本に入国した日（以下「入国日」という。）

の翌日から起算して2月を経過した日

(2) 第2条第1項第2号イに該当する者 入国日の翌日から起算して2月を経過した

日又は令和5年3月6日から起算して2月を経過する日のいずれか遅い日

4 前項の場合において、申請期限が令和6年3月31日を超える場合においては、当該申請期限は、令和6年3月31日までとする。

（支給の決定）

第5条 区長は、前条第1項の規定により申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支援金の支給の可否を決定し、申請者に対し通知するものとする。

（支給の方法等）

第6条 区長は、前条の規定により支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、次の各号に掲げる方法のいずれかにより速やかに支援金を支給する。

(1) 現金支給（区の指定する場所において、現金を支給決定者に渡す方法をいう。）

(2) 口座振込み（支給決定者の金融機関の口座に振り込む方法をいう。）

（不当利得の返還）

第7条 区長は、支給決定者が当該支給を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

(1) 支給対象者に該当しないこと。

(2) 偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したこと。

2 区長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、当該支給決定者に対して、期限を定めて、支援金の返還を求めるものとする。

（現況の確認）

第8条 区長は、必要があると認めたときは、支給決定者に対し、支給対象者の現況に係る必要な資料の提出を求め、又は確認を行うことができる。

（通則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、総務部長が

別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

申請日 年 月 日

文京区長 殿

申請者氏名 _____

文京区ウクライナ避難民に対する一時支援金支給申請書兼請求書

ウクライナ避難民に対する一時支援金の支給を受けたいので、文京区ウクライナ避難民に対する一時支援金支給要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

支給申請額 (請求額)	円
----------------	---

申請者	フリガナ			
	氏名			
	住所(居住地)	文京区		
	メールアドレス		電話番号	
	申請日時点で、他の地方公共団体から同種の支援金を受給していませんか。			<input type="checkbox"/> 受給していません。

同一世帯の他の支給対象者の支援金の支給を申請する場合は、以下もご記入ください。

支給対象者①	フリガナ			
	氏名			
	住所(居住地)	文京区		
	メールアドレス		電話番号	
	申請日時点で、他の地方公共団体から同種の支援金を受給していませんか。			<input type="checkbox"/> 受給していません。
支給対象者②	フリガナ			
	氏名			
	住所(居住地)	文京区		
	メールアドレス		電話番号	
	申請日時点で、他の地方公共団体から同種の支援金を受給していませんか。			<input type="checkbox"/> 受給していません。

<支給対象者以外の連絡先>

フリガナ			
氏名			
住所			
電話番号		支給対象者との関係	

裏面もご記入ください。

別記様式(第4条関係)

希望支給方法(希望する方法の□に☑を入れてください。)

区指定窓口での現金支給

口座振込み(申請者と同一名義の口座情報をご記載ください。)

ウクライナ避難民に対する一時支援金は、以下の口座へお振込みください。

振込先金融機関				
		銀行	本店	預金項目
		信用金庫		1 普通預金
		信用組合	支店	2 当座預金
口座名義	フリガナ			口座番号
	氏名			

<提出書類>

支給対象者(全員)のパスポートの写し等
(ウクライナからの出国日及び避難民であることを証明できる書類)

支給対象者(全員)の在留資格変更許可申請書の写し等
(文京区内に居住していることを確認できる書類)

金融機関、本店・支店名、口座番号及び口座名義を確認できる書類の写し
(口座振込みでの支給を希望する場合)(通帳の写し等)

※ 申請時に提出ができない書類がある場合は、後日、区から提出を求める場合があります。